

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分

(定義)

第一条 この告示において使用する用語は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下「銀行告示」という。)、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下「銀行持株会社告示」という。)、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下「信用金庫告示」という。)、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下「信用協同組合告示」という。)、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下「労働金庫告示」という。)、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(以下「農業協同組合告示」という。)、漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(以下「農業協同組合告示」という。)、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準(以下「農林中央金庫告示」という。)、及び株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準(以下「商工組合中央金庫告示」という。))において使用する用語の例による。

(適格格付機関)

第二条 銀行告示第一条第十四号、銀行持株会社告示第一条第十四号、信用金庫告示第一条第十三

号、信用協同組合告示第一条第十三号、労働金庫告示第一条第十三号、農業協同組合告示第一条第十四号、漁業協同組合告示第一条第十四号、農林中央金庫告示第一条第十号及び商工組合中央金庫告示第一条第十一号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関は、次に掲げる格付機関とする。

- 一 株式会社格付投資情報センター
 - 二 株式会社日本格付研究所
 - 三 ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
 - 四 スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ
 - 五 フィッチレーティングスリミテッド
- (適格格付機関の格付と信用リスク区分との対応関係)

第三条 銀行告示第一条第十五号、銀行持株会社告示第一条第十五号、信用金庫告示第一条第十四号、信用協同組合告示第一条第十四号、労働金庫告示第一条第十四号、農業協同組合告示第一条第十号、漁業協同組合告示第一条第十五号、農林中央金庫告示第一条第十一号及び商工組合中央金庫告示第一条第十二号の規定に基づき、適格格付機関の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分は、次の各号に掲げる事項について、当該各号の表に定めるものとする。

一 中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー

信用リスク区分	1	2	3	4	5	6
株式会社格付投資情報センター	AAA } AA-	A+ } A-	BBB+ } BBB-	BB+ } BB-	B+ } B-	B- 未満
株式会社日本格付研究所	AAA } AA-	A+ } A-	BBB+ } BBB-	BB+ } BB-	B+ } B-	B- 未満
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク	Aaa } Aa3	A1 } A3	Baa1 } Baa3	Ba1 } Ba3	B1 } B3	B3 未満
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ	AAA } AA-	A+ } A-	BBB+ } BBB-	BB+ } BB-	B+ } B-	B- 未満

フィッチレレーテ イングスリミテ ッド	AAA ゝ AA-	A+ ゝ A-	BBB+ ゝ BBB-	BB+ ゝ BB-	B+ ゝ B-	B- 未満
---------------------------	-----------------	---------------	-------------------	-----------------	---------------	----------

二 国際開発銀行向けエクスポージャー

信用リスク区分	2 、 1	2 、 2	2 、 3	2 、 4	2 、 5
株式会社格付投 資情報センター	AAA ゝ AA-	A+ ゝ BBB-	BB+ ゝ BB-	B+ ゝ B-	B- 未満
株式会社日本格 付研究所	AAA ゝ AA-	A+ ゝ BBB-	BB+ ゝ BB-	B+ ゝ B-	B- 未満
ムーディーズ・ インベスター ズ・サービス・ インク	Aaa ゝ Aa3	A1 ゝ Baa3	Ba1 ゝ Ba3	B1 ゝ B3	B3 未満
スタンダード・ アンド・プア ーズ・レーティ ングス・サービ シズ	AAA ゝ AA-	A+ ゝ BBB-	BB+ ゝ BB-	B+ ゝ B-	B- 未満
フィッチレレー テ イングスリミテ ッド	AAA ゝ AA-	A+ ゝ BBB-	BB+ ゝ BB-	B+ ゝ B-	B- 未満

三 金融機関向けエクスポージャー

信用リスク区分	3 、 1	3 、 2	3 、 3	3 、 4
株式会社格付投 資情報センター	AAA ゝ AA-	A+ ゝ A-	BBB+ ゝ B-	B- 未満
株式会社日本格 付研究所	AAA ゝ AA-	A+ ゝ A-	BBB+ ゝ B-	B- 未満
ムーディーズ・ インベスター ズ・サービス・ インク	Aaa ゝ Aa3	A1 ゝ A3	Baa1 ゝ B3	B3 未満
スタンダード・ アンド・プア ーズ・レーティ ングス・サービ シズ	AAA ゝ AA-	A+ ゝ A-	BBB+ ゝ B-	B- 未満
フィッチレレー テ イングスリミテ ッド	AAA ゝ AA-	A+ ゝ A-	BBB+ ゝ B-	B- 未満

四 法人等向けエクスポージャー

信用リスク区分	4 、 1	4 、 2	4 、 3	4 、 4	4 、 5
---------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

付研究所	株式会社日本格付情報センター	信用リスク区分	付研究所	株式会社日本格付情報センター	信用リスク区分
付研究所	株式会社日本格付情報センター	AAA ∩ AA-	付研究所	株式会社日本格付情報センター	AAA ∩ AA-
A+ ∩ A-	A+ ∩ A-	A1 ∩ A3	A+ ∩ A-	A+ ∩ A-	A+ ∩ A-
BBB+ ∩ BBB-	BBB+ ∩ BBB-	Baa1 ∩ Baa3	BBB+ ∩ BBB-	BBB+ ∩ BBB-	BBB+ ∩ BBB-
BB+ ∩ BB-	BB+ ∩ BB-	Ba1 ∩ Ba3	BB+ ∩ BB-	BB+ ∩ BB-	BB+ ∩ BB-
BB-未満	BB-未満	Ba3未満	BB-未満	BB-未満	BB-未満

五 短期格付が付与されている法人等向けエクスポージャー

付研究所	株式会社日本格付情報センター	信用リスク区分	付研究所	株式会社日本格付情報センター	信用リスク区分
付研究所	株式会社日本格付情報センター	5 ∩ 1	付研究所	株式会社日本格付情報センター	5 ∩ 1
F1	A-1	P-1	J-1	a-1	5 ∩ 1
F2	A-2	P-2	J-2	a-2	5 ∩ 2
F3	A-3	P-3	J-3	a-3	5 ∩ 3
F3未満	A-3未満	P-3未満	J-3未満	a-3未満	5 ∩ 4

六 標準的手法における証券化エクスポージャー

イ 長期格付の場合

付研究所	株式会社日本格付情報センター	信用リスク区分
付研究所	株式会社日本格付情報センター	6 ∩ 1
A+ ∩ A-	A+ ∩ A-	6 ∩ 2
BBB+ ∩ BBB-	BBB+ ∩ BBB-	6 ∩ 3
BB+ ∩ BB-	BB+ ∩ BB-	6 ∩ 4
BB-未満	BB-未満	6 ∩ 5

信用リスク区分	株式会社格付情報センター	株式会社格付情報センター
1 8	AAA	AAA
2 8	AA	AA
3 8	A+	A+
4 8	A	A
5 8	A-	A-
6 8	BBB+	BBB+
7 8	BBB	BBB
8 8	BBB-	BBB-
9 8	BB+	BB+
10 8	BB	BB
11 8	BB-	BB-
12 8	BB-未満	BB-未満

イ 長期格付の場合

七 内部格付手法における証券化エクスポージャー

信用リスク区分	株式会社格付情報センター	株式会社格付情報センター	株式会社格付情報センター	株式会社格付情報センター	株式会社格付情報センター
7 1	F1	A-1	P-1	J-1	a-1
7 2	F2	A-2	P-2	J-2	a-2
7 3	F3	A-3	P-3	J-3	a-3
7 4	F3未満	A-3未満	P-3未満	J-3未満	a-3未満

ロ 短期格付の場合

信用リスク区分	株式会社格付情報センター	株式会社格付情報センター	株式会社格付情報センター
7 1	AAA AA-	AAA AA-	Aaa Aa3
7 2	A+ A-	A+ A-	A1 A3
7 3	BBB+ BBB-	BBB+ BBB-	Baa1 Baa3
7 4	BB+ BB-	BB+ BB-	Ba1 Ba3
7 4	BB-未満	BB-未満	Ba3未満

この告示は、平成十九年三月三十一日から適用する。

附 則

信用リスク区分	株式会社格付投資情報センター	株式会社日本格付研究所	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ	フィッチレーティングスリミテッド
7・1	a-1	J-1	P-1	A-1	F1
7・2	a-2	J-2	P-2	A-2	F2
7・3	a-3	J-3	P-3	A-3	F3
7・4	a-3 未満	J-3 未満	P-3 未満	A-3 未満	F3 未満

ロ 短期格付の場合

ムーディーズ・インベスターズ・サービシズ	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ	フィッチレーティングスリミテッド
Aaa	AAA	AAA
Aa	AA	AA
A1	A+	A+
A2	A	A
A3	A-	A-
Baa1	BBB+	BBB+
Baa2	BBB	BBB
Baa3	BBB-	BBB-
Ba1	BB+	BB+
Ba2	BB	BB
Ba3	BB-	BB-
Ba3 未満	BB- 未満	BB- 未満